

こっこほじょきじゆんおよ ちょうじかんりよう あ かた かん ぎろん せいり あん
 国庫補助基準及び長時間利用サービスの在り方に関する議論の整理（案）

1 こっこほじょきじゆん
 国庫補助基準について

(1) こっこほじょきじゆん やくわり
 国庫補助基準の役割について

げんざい きじゆん い か こっこほじょきん しちょうそん はいぶん きじゆん
 現在の基準は、以下のように国庫補助金の市町村への配分の基準であ
 り、市町村によって、それぞれ策定されている個人の支援費支給決定の
 きじゆん やくわり こと
 基準とはその役割を異にするものである。

- げんこう こっこほじょきじゆん よさん はんいぬい ほじょ
 現行の国庫補助基準は、「予算の範囲内で補助することができる」こと
 とされているホームヘルプサービス等に係る国庫補助金を、サービス
 すいじゆん ひく ちいき そこあ はか かんてん しょうがいしゆべつとう
 水準の低い地域の底上げを図るという観点から、障害種別等ごとの
 へいきんてき りようりよう ちが こうりよ ひとりあ へいきん りよう
 平均的な利用量の違いを考慮しつつ、一人当たりの平均サービス量
 の少ない自治体に相対的に手厚く配分する基準である。

- また、この基準を一律に適用した場合、サービス量の多い自治体の
 ほじょきんがく げんしょう じゅうぜん ばあい りよう おお じちたい
 補助金額が減少するため、従前のサービス水準が確保されるよう、
 けいか そち いったい じゅうぜんがくほしょう
 経過措置として一定の従前額保障を行っている。

(2) こっこほじょきじゆん あ かた
 国庫補助基準の在り方について

ホームヘルプサービス等に^{とう かか こっこほじょきん かくほ}に係る^{くに}国庫補助金の確保については、国は
所要額^{しょうがく かくほ}の確保^{さいだいげんどりょく}について最大限努力するとともに、支援費制度^{しえんひせいど うんえい}の運営^{じったい}の実態
を踏まえて、サービス利用^{りよう ようけん たんか みなお}の要件や単価を見直し、より効率的に^{こうりつてき}制度が運営^{せいど うんえい}
できるようにしていくことが^{じゅうよう}重要である。これを^{ぜんてい}前提として、^{とうめん}当面の^{こっこ}国庫
補助基準^{ほじょきじゆん}については、本検討会^{ほんけんとうかい}では、^{い か}以下の^{ぎろん}とおり議論^{せいり}の整理^{おこな}を行う。

○ 現在^{げんざい}、ホームヘルプサービス等^{とう りようりよう}の利用量^{ちいき}が地域^{おお}により大きく異なっ^{こと}
ているという^{げんじょう}現状^ふを踏まえると、サービス水^{すい}準^{じゆん}の低い^{ひく}地域^{ちいき}の底上げ^{そこあ}を
図^{はか}るとい^{かんてん}う観点^{すす}から、サービス^{じちたい}の進んでいない^{こっこほじょきん}自治体^{こっこほじょきん}に国庫補助金^{こっこほじょきん}を
手厚^{てあつ}く配分^{はいぶん}することが^{こうりてき}合理的^{かんが}であると考^{かんが}えられる。

○ また、障^{しょう}害^{がい}種別^{しゆべつ}等^{とう}により、一般^{いっぱん}の障^{しょう}害^{がい}者^{しや}、視^{しかく}覚^{しょう}障^が害^{がい}等^{とう}特別^{とくべつ}の二^に
ズ^ずを有^{ゆう}する障^{しょう}害^{がい}者^{しや}、全^{ぜん}身^{しん}性^{せい}障^{しょう}害^{がい}者^{しや}に区^く分^{ぶん}して基^き準^{じゆん}を定^{さだ}めていること
については、障^{しょう}害^{がい}種別^{しゆべつ}等^{とう}ごとにサービス^{へいきんてき}の平均^{りようりよう}的な利用^{こと}量が異なる
ことから、国庫補助基準^{こっこほじょきじゆん}としては^{こうりせい}合理性^{かんが}があると考^{かんが}えられる。

○ 障^{しょう}害^{がい}種別^{しゆべつ}等^{とう}による^{きじゆん}基準^{くぶん}の区^{こま}分^{くぶん}については、よりきめ細^{こま}やかな区^{くま}分^{くぶん}を
設^{もう}けることも可^{かのう}能^{なう}であるが、直^{ただ}ちに納^な得^{とく}の得^えられる^{こうりてき}合理的^{くぶん}な区^{くま}分^{くぶん}が
可^{かのう}能^{なう}か、その区^{くぶん}分^{くぶん}について実^{じつむ}務^むが可^{かのう}能^{なう}な具^ぐ体^{たい}的^{てき}かつ明^{めい}確^{かく}な要^{よう}件^{けん}を設^{もう}け
られるかとい^{もんだい}った問^{もん}題^{だい}があると考^{かんが}えられる。

○ 国庫補助基準^{こっこほじょきじゆん}については、今^{こん}後^ごの実^{じつ}績^{せき}から、市^し町^{ちやう}村^{そん}ごとのサービス

りようりょう へんか しちょうそん こっこほじょきん はいぶん ぐたいてきじょうきょう はあく
利用量の変化や、市町村への国庫補助金の配分の具体的状況を把握

し、サービス水準の低い地域の底上げという役割が適切に果たされて

いるかを検証するとともに、より細やかな障害種別等の区分の

必要性等を含め、その見直しを検討すべきである。

2 長時間利用のホームヘルプサービス等の在り方について

国庫補助基準は、国庫補助金の市町村への配分についての基準であり、

支援費制度における長時間利用のホームヘルプサービス等の在り方について

は、国庫補助基準の在り方の問題とは別に検討することが必要である。

長時間のサービスを必要とする障害者については、そのサービスを確保す

ることは必要である。しかし、公費によるサービスである以上、その費用につ

いては一定の制約があるのはやむを得ない。

したがって、サービス提供体制や、費用の在り方について検討が不可欠と

考えられる。

このような観点から、長時間利用サービスの在り方については、以下のとお

り議論の整理を行う。

(1) 平成17年度の対応について

以下の対応を行うことを検討する。

○ サービス利用者間の公平を図る観点等から、一月当たり相当量を越え

るサービス提供については、包括的な報酬体系を導入するとともに、

定常的に長時間サービスを行う従事者を確保するため、一定の条件の

下にヘルパー資格要件を緩和すること

○ ガイドヘルプサービスについては、^{しんたいかいご うむ くぶん ぜ ひ ふく}身体介護の有無の区分の是非も含め、
^{あ かたとう みなお}その在り方等を見直すとともに、^{ちょうじかんりよう かさんたんか みなお}長時間利用にかかる加算単価を見直すこと

○ ホームヘルプサービスの^{るいけい}類型ごとにその^{りようじょうけん まも}利用条件が守られているかについて^{じぎょうしゃとう}事業者等を^{しく こうちく}チェックする仕組みを構築すること

(2) ^{こんご ちょうじかんりよう あ かた}今後の長時間利用サービスの在り方について

^{げん ちょうじかん りよう しょうがいしゃ たいべつ つぎ るいけい}現に長時間サービスを利用している障害者を大別すると、次の類型がある。

1. ^{せいめい しんたい い じとう じゅうだい ししょう しょう ちょうじかん けいぞく}生命・身体の維持等に重大な支障が生じるため、長時間の継続した
^{りよう もの}サービスを利用している者

2. 1. ^{いがい もの しゃかいさんかかつどう ちょうじかん りよう}以外の者で、社会参加活動のために長時間のサービスを利用している
^{もの}者

- ・ ^{るいけい ぞく おお もの にちじょうせいかつ おお ばめん じんてき}1の類型に属する多くの者は、日常生活において多くの場面で人的
^{しえん ひつよう しょうがい おも のうせい しんこうせいきん}支援を必要とする障害の重い脳性マヒや、進行性筋ジストロフィー、
^{けいついそんしょう ぜんしんせいしょうがい くわ きゅうたん じんこうこきゅうき}頸椎損傷、ポリオなどの全身性障害に加えて、吸痰、人口呼吸器な
^{いりょうてき かいご にちじょうてき く あ りよう ひつよう}ど医療的ケアと介護を日常的に組み合わせて利用することが必要な
^{もの きょうど こうどうしょうがい じょうじみまも ひつよう ものとう}者や強度の行動障害のため、常時見守りが必要な者等である。

- ・ 2の利用実態については、^{りようじつたい}個々人の^{こ こじん}社会的な^{しゃかいてき}立場や^{たちば}ライフステージ、
あるいは^{こじん}個人の^{せんたく}選択を^{はんえい}反映して^{きわ}極めて^{たよう}多様な^{りよう}利用がされるという
^{とくちよう}特長がある。

上記1、2の^{りようけい}類型ごとにサービスの^あ在り方^{かた}について^{けんとう}検討する。

○ 1の^{りようけい}類型について

- ・ ^{いりよう}医療や^{かいご}介護など^{ひつよう}必要なサービスが^{いったいてき}一体的・^{ほうかつてき}包括的に^{ていきよう}提供されるサ
ービスの^あ在り方^{かた}やそのようなサービスを^{じっし}実施できる^{じぎょうしゃ}事業者の^{ようけんとう}要件等
- ・ ^{じようき}上記の^{ようけん}要件を^み満たすサービスについて、^{しんたい}身体の^{じようきようとう}状況等により、
^{ひび}日々、^{ないよう}内容や^{りよう}量が^{へんどう}変動するような場合にも^{ばあい}一定^{いっていはんい}範囲の^{ひよう}費用で^{まかな}賄え
るような^{ほうかつてき}包括的な^{ほうしゅう}報酬の^あ在り方^{かた}

○ 2の^{りようけい}類型について

- ・ ^{じぜん}事前に^{しきゆうけつてい}支給決定が^{ひつよう}必要な^{しえんひせいど}支援費制度による^{ガイドヘルプサービス}で
は、^{しかくしょうがいしゃとう}視覚障害者等の^{よき}あらかじめ^{りんきおうへん}予期できない^{こた}ニーズに^{こた}臨機応変に^{こた}応
えられない^{めん}面があることを^ふ踏まえ、^{しゃかいさんか}社会参加を^{しえん}支援する^{じぎょうしゃ}事業者の^{かつよう}活用
などこのようなニーズにも^{じゅうなん}柔軟に^{たいおう}対応できる^{しく}仕組みへの^{いこう}移行の^あ在り
^{かた}方